

(別紙)

平成 23 年 4 月 27 日付課法 4-10 ほか 3 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達) のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(3 震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書）</p> <p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して審査請求することができます。○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ol style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p>(3 震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書）</p> <p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ol style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したときは当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(3) 震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があつた場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があつた日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があつた場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したときは当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前																											
<p>(3) 震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p>1 使用目的 「震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、震災損失の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があつた法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">本 文</td><td style="padding: 10px;">「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">理 由</td><td style="padding: 10px;">その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災損失事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災損失事業年度の欠損金額××××円が所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 10px;">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">教 示</td><td style="padding: 10px;">処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>3</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>3</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">3 送付に当たっての留意事項</td><td style="padding: 10px;">この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">4 留意事項</td><td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p>1 使用目的 「震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、震災損失の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があつた法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">本 文</td><td style="padding: 10px;">「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">理 由</td><td style="padding: 10px;">その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災損失事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災損失事業年度の欠損金額××××円が所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 10px;">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">教 示</td><td style="padding: 10px;">処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>2</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>2</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">3 送付に当たっての留意事項</td><td style="padding: 10px;">この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">4 留意事項</td><td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	本 文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。	理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災損失事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災損失事業年度の欠損金額××××円が所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	3 送付に当たっての留意事項	この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	4 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	項 目	内 容	本 文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。	理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災損失事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災損失事業年度の欠損金額××××円が所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… <u>2</u> 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	3 送付に当たっての留意事項	この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。	4 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>
項 目	内 容																											
本 文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。																											
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災損失事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災損失事業年度の欠損金額××××円が所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。																											
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																											
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… <u>3</u> 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… <u>3</u> 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																											
3 送付に当たっての留意事項	この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。																											
4 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>																											
項 目	内 容																											
本 文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。																											
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災損失事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災損失事業年度の欠損金額××××円が所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。																											
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																											
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… <u>2</u> 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… <u>2</u> 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																											
3 送付に当たっての留意事項	この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。																											
4 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>																											

改 正 後	改 正 前
<p>(6) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して審査請求をすることができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求が適法にされていないものを除きます。</u>）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(6) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に税務署長に対して<u>異議申立て</u>することができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その<u>申立てが適法にされていないものを除きます。</u>）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。</u> <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(6) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長（提出先は、<u>国税不服審判所首席国税審判官</u>）に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の副本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したときは当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(6) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の副本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、<u>審査請求</u>をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税不服審判所長（提出先は、<u>国税不服審判所首席国税審判官</u>）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したときは当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(6) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p>連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p>1 使用目的 「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、震災損失の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があつた法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">本 文</td><td>「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">理 由</td><td>その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">調 査 担 当 者</td><td> <p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">教 示</td><td> <p>処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>3</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>3</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">3 送付に当たっての留意事項</td><td> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	本 文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。	理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。	調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>	教 示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>3</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>3</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p>	3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>	<p>(6) 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p>連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書</p> <p>1 使用目的 「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、震災損失の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があつた法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">本 文</td><td>「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">理 由</td><td>その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">調 査 担 当 者</td><td> <p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">教 示</td><td> <p>処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>2</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>2</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">3 送付に当たっての留意事項</td><td> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	本 文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。	理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。	調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>	教 示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>2</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>2</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p>	3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>
項 目	内 容																								
本 文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。																								
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。																								
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>																								
教 示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>3</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>3</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p>																								
3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>																								
項 目	内 容																								
本 文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があつた法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。																								
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……震災欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかつたことによる。」等のように記入する。																								
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>																								
教 示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>2</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 　「…<u>2</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 　また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。</p>																								
3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>																								

改 正 後	改 正 前
<p>(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求期間</u>経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立期間</u>経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)	(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の副本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の副本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後		改 正 前																													
(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)		(10 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)																													
特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書		特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書																													
1 使用目的 「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。		1 使用目的 「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。																													
2 記載要領		2 記載要領																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">本 文</td><td style="padding: 10px;">「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当 の箇所については、単体法人の場合は、「第 27 条 第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第 19 条第 1 項の該当号を記入し、連結親法人の場合は、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に同法第 27 条第 1 項の該当号を記入する。」</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合</td><td style="padding: 10px;">対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容</td><td style="padding: 10px;">買換資産の種類、構造、規模等について記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">処 分 の 理 由</td><td style="padding: 10px;">申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 10px;">「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">教 示</td><td style="padding: 10px;">処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	本 文	「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当 の箇所については、単体法人の場合は、「第 27 条 第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第 19 条第 1 項の該当号を記入し、連結親法人の場合は、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に同法第 27 条第 1 項の該当号を記入する。」	申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。	処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">本 文</td><td style="padding: 10px;">「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当 の箇所については、単体法人の場合は、「第 27 条 第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第 19 条第 1 項の該当号を記入し、連結親法人の場合は、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に同法第 27 条第 1 項の該当号を記入する。」</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合</td><td style="padding: 10px;">対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容</td><td style="padding: 10px;">買換資産の種類、構造、規模等について記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">処 分 の 理 由</td><td style="padding: 10px;">申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 10px;">「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合 「…2月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合 「…2月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">教 示</td><td style="padding: 10px;">処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	本 文	「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当 の箇所については、単体法人の場合は、「第 27 条 第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第 19 条第 1 項の該当号を記入し、連結親法人の場合は、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に同法第 27 条第 1 項の該当号を記入する。」	申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。	処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合 「…2月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合 「…2月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容																														
本 文	「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当 の箇所については、単体法人の場合は、「第 27 条 第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第 19 条第 1 項の該当号を記入し、連結親法人の場合は、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に同法第 27 条第 1 項の該当号を記入する。」																														
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																														
取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。																														
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。																														
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																														
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																														
項 目	内 容																														
本 文	「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当 の箇所については、単体法人の場合は、「第 27 条 第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例法に関する法律第 19 条第 1 項の該当号を記入し、連結親法人の場合は、「第 19 条第 1 項の表の第 一 号該当」を二重線で抹消し、「第 27 条第 1 項の表の第 一 号該当」の空欄箇所に同法第 27 条第 1 項の該当号を記入する。」																														
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																														
取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。																														
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。																														
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合 「…2月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合 「…2月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																														
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に…税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に…国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。																														
3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。		3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。																													
4 留意事項		4 留意事項																													
<input type="checkbox"/> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。		<input type="checkbox"/> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。																													

改 正 後	改 正 前
<p>(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に税務署長に対して<u>異議申立て</u>することができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立て</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税不服審判所長（提出先は、<u>国税不服審判所首席国税審判官</u>）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
<p>(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は<u>国税不服審判所長</u>（提出先は、<u>国税不服審判所首席国税審判官</u>）に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税局長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立て</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があつた場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があつた日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税不服審判所長（提出先は、<u>国税不服審判所首席国税審判官</u>）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があつた場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前																																
(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書) 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書 1 使用目的 <p>「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。</p> 2 記載要領 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本文</td><td>単体法人の場合は、「第 28 条第 1 項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 20 条第 1 項」を二重線で抹消する。</td></tr> <tr> <td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td>处分の理由</td><td>延長の申請を却下する理由を記入する。</td></tr> <tr> <td>調査担当者</td><td> <p>「この通知に係る処分は、<u> </u>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>教示</td><td> <p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>3</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>3</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>3 送付に当たっての留意事項</td><td> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> </td></tr> <tr> <td>4 留意事項</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	本文	単体法人の場合は、「第 28 条第 1 項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 20 条第 1 項」を二重線で抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	处分の理由	延長の申請を却下する理由を記入する。	調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、<u> </u>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>	教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>3</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>3</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>	3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>	4 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> 	(11 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書) 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書 1 使用目的 <p>「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。</p> 2 記載要領 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本文</td><td>単体法人の場合は、「第 28 条第 1 項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 20 条第 1 項」を二重線で抹消する。</td></tr> <tr> <td>申請の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td>处分の理由</td><td>延長の申請を却下する理由を記入する。</td></tr> <tr> <td>調査担当者</td><td> <p>「この通知に係る処分は、<u> </u>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>教示</td><td> <p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>2</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>2</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>3 送付に当たっての留意事項</td><td> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> </td></tr> <tr> <td>4 留意事項</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	本文	単体法人の場合は、「第 28 条第 1 項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 20 条第 1 項」を二重線で抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	处分の理由	延長の申請を却下する理由を記入する。	調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、<u> </u>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>	教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>2</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>2</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>	3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>	4 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>
項目	内容																																
本文	単体法人の場合は、「第 28 条第 1 項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 20 条第 1 項」を二重線で抹消する。																																
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																																
处分の理由	延長の申請を却下する理由を記入する。																																
調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、<u> </u>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>																																
教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>3</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>3</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>																																
3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>																																
4 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> 																																
項目	内容																																
本文	単体法人の場合は、「第 28 条第 1 項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第 20 条第 1 項」を二重線で抹消する。																																
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																																
处分の理由	延長の申請を却下する理由を記入する。																																
調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、<u> </u>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>																																
教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>2</u>月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…<u>2</u>月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納稅地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>																																
3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>																																
4 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> 																																

改 正 後	改 正 前
<p>(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に 税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立て</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があつた場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があつた日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があつた場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
<p>(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に国税局長に対して<u>再調査の請求</u>又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(13 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税局長に対して<u>異議申立て</u>をることができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立て</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、<u>審査請求</u>することについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立てについての決定</u>又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後		改 正 前													
(13) 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)		(13) 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書)													
適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領		適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書の記載要領													
1 使用目的 「適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。		1 使用目的 「適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。													
2 記載要領		2 記載要領													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">本 文</td><td style="padding: 10px;">東日本大震災の被災者等に係る国税 第19条第1項の表の第 号該当 関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当 の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 案 告</td><td style="padding: 10px;">対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容</td><td style="padding: 10px;">買換資産の種類、構造、規模等について記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">処 分 の 理 由</td><td style="padding: 10px;">申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 10px;">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">教 示</td><td style="padding: 10px;">処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</td></tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	本 文	東日本大震災の被災者等に係る国税 第19条第1項の表の第 号該当 関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当 の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消する。	申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 案 告	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。	処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
項 目	内 容														
本 文	東日本大震災の被災者等に係る国税 第19条第1項の表の第 号該当 関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当 の空白部分は各該当号を記入する。単体法人の場合は、「第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、「第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消する。														
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 案 告	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。														
取 得 し よう と す る 買 換 資 産 の 内 容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。														
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。														
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。														
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。） (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。														
3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。		3 送付に当たっての留意事項 この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。													
4 留意事項 <input checked="" type="radio"/> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて字句する。		4 留意事項 <input checked="" type="radio"/> 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて字句する。													

改 正 後	改 正 前
<p>(16) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に税務署長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(16) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に税務署長に対して<u>異議申立て</u>することができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、<u>審査請求</u>することについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立てについての決定</u>又は<u>審査請求についての裁決</u>を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定</u>又は<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前
<p>(16) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に国税局長に対して<u>再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）</u>に対して審査請求することができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p>(16) 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税局長に対して<u>異議申立て</u>することができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立て</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議決定書</u>の謄本の送達があった日の翌日から起算して<u>1月</u>以内に国税不服審判所長に対して審査請求することができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで、<u>審査請求</u>することについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求することができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6月</u>を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して<u>1年</u>を経過したときは、提起することができます。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後	改 正 前																																					
<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において 指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書の記載要領</p> <p>1 使用目的 「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本文</td><td> <p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p> </td></tr> <tr> <td>通知の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td>取得しようとする買換資産の内容</td><td>買換資産の種類、構造、規模等について記入する。</td></tr> <tr> <td>処分の理由</td><td>申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。</td></tr> <tr> <td>調査担当者</td><td> <p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>教示</td><td> <p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>3 送付に当たっての留意事項</td><td> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> </td></tr> <tr> <td>4 留意事項</td><td> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</td><td> <p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において 指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書の記載要領</p> <p>1 使用目的 「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本文</td><td> <p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p> </td></tr> <tr> <td>通知の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td>取得しようとする買換資産の内容</td><td>買換資産の種類、構造、規模等について記入する。</td></tr> <tr> <td>処分の理由</td><td>申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。</td></tr> <tr> <td>調査担当者</td><td> <p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>教示</td><td> <p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>3 送付に当たっての留意事項</td><td> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> </td></tr> <tr> <td>4 留意事項</td><td> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	本文	<p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p>	通知の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。	処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。	調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>	教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>	3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>	4 留意事項	<p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>	(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)	<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において 指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書の記載要領</p> <p>1 使用目的 「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本文</td><td> <p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p> </td></tr> <tr> <td>通知の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td>取得しようとする買換資産の内容</td><td>買換資産の種類、構造、規模等について記入する。</td></tr> <tr> <td>処分の理由</td><td>申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。</td></tr> <tr> <td>調査担当者</td><td> <p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>教示</td><td> <p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>3 送付に当たっての留意事項</td><td> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> </td></tr> <tr> <td>4 留意事項</td><td> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	本文	<p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p>	通知の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。	処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。	調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>	教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>	3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>	4 留意事項	<p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>
項目	内容																																					
本文	<p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p>																																					
通知の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																																					
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。																																					
処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。																																					
調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>																																					
教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>																																					
3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>																																					
4 留意事項	<p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>																																					
(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)	<p>(16 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において 指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書の記載要領</p> <p>1 使用目的 「適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本文</td><td> <p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p> </td></tr> <tr> <td>通知の対象が連結子法人の場合</td><td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td>取得しようとする買換資産の内容</td><td>買換資産の種類、構造、規模等について記入する。</td></tr> <tr> <td>処分の理由</td><td>申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。</td></tr> <tr> <td>調査担当者</td><td> <p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>教示</td><td> <p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> </td></tr> <tr> <td>3 送付に当たっての留意事項</td><td> <p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p> </td></tr> <tr> <td>4 留意事項</td><td> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	本文	<p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p>	通知の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。	処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。	調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>	教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>	3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>	4 留意事項	<p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>																			
項目	内容																																					
本文	<p>〔東日本大震災の被災者等に係る国税関係〔第19条第27項〕〕 法律の臨時特例に関する法律施行令〔第24条第27項〕</p> <p>単体法人の場合は、上記の「第24条第27項」を二重線で抹消し、連結親法人の場合は、上記の「第19条第27項」を二重線で抹消する。</p>																																					
通知の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																																					
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記入する。																																					
処分の理由	申請により求められた買換資産の取得をすることができる日の認定について、申請書の記載内容と異なる認定を行う場合、その異なることとなった理由を記入する。																																					
調査担当者	<p>「この通知に係る処分は、_____の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</p>																																					
教示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>																																					
3 送付に当たっての留意事項	<p>この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。</p>																																					
4 留意事項	<p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>																																					